

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人市民ユニットりぼんが開設する介護サービスりぼん（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護・同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護サービスりぼん
- 二 所在地 東京都八王子市横川町 1166-2 メゾンさつきの 101 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤／サービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

- 二 サービス提供責任者 4名（常勤4名、1名は管理者と兼務）

同行援護サービス提供責任者は2名

介護福祉士 4名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

- 三 居宅介護員等（常勤 4名 非常勤 8名）

介護福祉士 7名

2級課程修了者 5名

居宅介護員等は、障害者（児）の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護の提供にあたる。

- 四 事務職員 2名（非常勤2人／他事業事務と兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 サービスの提供は、365日、8:00～22:00 まで行う

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護

身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助

二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助。

三 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の提供や移動介助、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う。

2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- |               |           |      |
|---------------|-----------|------|
| ①事務所から、片道おおむね | 5キロメートル未満 | 200円 |
| ②事業所から、片道おおむね | 5キロメートル以上 | 300円 |

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に記名捺印を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）

精神障害者（18歳未満の者を除く）

難病等対象者（18歳未満の者を除く）

重度訪問介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

精神障害者（18歳未満の者を除く）

難病等対象者（18歳未満の者を除く）

同行援護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び難病等対象者）

難病等対象者（18歳未満の者を除く）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、八王子市の次の地区とする。

並木町・散田町・山田町・めじろ台・長房町・狭間町・下恩方町・西寺方町・櫛田町・館町・寺田町・大船町・大楽寺町・上壺分方町・諏訪町・四谷町・叶谷町・泉町・横川町・式分方町・川町・元八王子町・東浅川町・初沢町・高尾町・西浅川町・廿里町・横山町・八日町・八幡町・八木町・追分町・千人町・日吉町・元本郷町・平岡町・本郷町・大横町・本町・元横山町・田町・新町・明神町・子安町・東町・旭町・三崎町・中町・南町・寺町・万町・上野町・天神町・南新町・小門町・台町・中野町・暁町・中野山王・中野上町・大和田町・富士見町・緑町・清川町・小比企町・みなみ野・美山町・犬目町・みつい台・左入町・城山手・川口町

（緊急時等における対応方法）

第9条 居宅介護職員等は、指定居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を開催すると共にその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において従業者に対し虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するために責任者をおく。

（個人情報の保護）

第11条 事業所はその業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については個人情報保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人市民ユニットリ

ぼんと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束の禁止)

第 12 条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、管理者及びサービス管理責任者を含む 3 名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

2 事業所は当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

3 事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 14 条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 指定居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年6回以上

附 則

- この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- この規定は、平成30年2月1日から施行する。
- この規定は、令和3年1月1日から施行する。
- この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年11月1日から施行する。